

第1回瑞穂市障害者計画等策定委員会

会 議 録

日時：平成28年12月21日（水）

午後1時30分～午後3時35分

場所：瑞穂市総合センター5階

第4会議室

1 開会

事務局：（資料の確認）

（議事録作成のための録音の承認）

定刻となりましたので、会議を始めます。

本日、進行を務める福祉部生活課長の林と申します。よろしくお願ひします。

本日の会議ですが、委員12名のところ10名出席で、過半数を満たしていますので、瑞穂市付属機関設置条例第8条の規定に基づき、会議が成立していますことをご報告します。

ただいまより、第1回瑞穂市障害者計画等策定委員会を開催します。

2 委嘱状交付

（市長より出席委員に委嘱状の交付）

3 あいさつ

事務局：瑞穂市長よりごあいさつを申し上げます。

市長：みなさん、こんにちは。今回、公募ということで、4人の方々が名乗りをあげてご参加いただき、誠にありがとうございました。同時に指名させていただいた委員のみなさま方にも、気持ちよくお受けいただきありがとうございました。

「途中省略」

今後はますます大きな課題があるかと思いますが、委嘱状の通り、みなさま方には平成30年まで関わっていただくことになります。さまざまな面で、みなさんのお力とアイデアが必要だと思ひますので、どうか瑞穂市が本当に官民一体となり、同時に障がい者の方々がほんの少しでも

前向きに考えられるような社会をつかっていきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

4 委員自己紹介

事務局：第1回目の会議ですので、委員のみなさんより自己紹介をお願いします。席順をお願いします。

「各委員の紹介部分省略」

事務局：申し訳ありませんが、ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

市長：みなさん、30年度までお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

(市長退席)

5 会長・副会長の選任

事務局：本委員会の会長および副会長を選出したいと思います。専任については、瑞穂市付属機関設置条例第7条第2項により、委員の互選によると定められていますが、どなたか推薦はありませんか。

(委員より推薦あり)

事務局：お二人の方から、玄委員を会長にと推薦がありました。他に推薦はございませんか。では、賛成の方は挙手をお願いします。

全員：(挙手)

事務局：では、全員賛成ということで、会長は玄委員によろしく願いします。副会長の推薦はございませんか。

会長：自立支援協議会でも副会長をしていただいている加藤様にお願いできれば、と思います。いかがですか。

事務局：では、賛成の方は挙手をお願いします。

全員：(挙手)

事務局：では、全員賛成ということで、副会長は加藤委員によろしく願いします。

では、会長、副会長は席の移動をお願いします。

6 正副会長あいさつ

事務局：会長、副会より一言ごあいさつをお願いします。

「あいさつ部分省略」

事務局：ありがとうございました。

今後の議事の進行は、瑞穂市付属機関設置条例第7条第3項に従い、会長に議長をお願いします。会長、よろしくをお願いします。

会長：わかりました。

傍聴者はおられますか。

事務局：今のところ、おられません。

会長：わかりました。

毎回、開催時に傍聴希望者がおられましたら、基本的には受け入れて進めていきたいと思えます。

現在、録音をさせていただいておりますが、議事録に関しては要点のみということですか。

事務局：要点筆記のみとさせていただき、発言委員の氏名は実名でなく、例えばA委員、B委員、C委員と記載させていただこうと考えています。また、会議録は、本来一度お見せするべきですが、会長と副会長に確認をしていただき、その後、公開させていただきたいと思えますが、よろしいですか。

会長：よろしいですか。

ありがとうございます。

7 議事

(1) 障がい者計画・障がい福祉計画策定の趣旨について

会長：今回は障がい者計画と障がい福祉計画の2つを一緒に策定するということです。

資料1と資料「別紙」について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料1、資料「別紙」について説明)

会長：ありがとうございました。計画の概略の説明をしていただきました。当委員会では、障がい者計画が本来だと平成30年度までありますが、第4期瑞穂市障がい福祉計画が平成29年度で最終年度になり終了しますので、そこをすり合わせて平成30年度から障がい者計画・障がい福祉計画を合わせて策定するということです。

質問ですが、瑞穂市障がい者計画も3年毎に見直していくということでもよろしいですか。今までは10年1期で計画がたっていたかと思いますが、いかがですか。

事務局：そのあたりも議論していただきたい部分ですが、瑞穂市障がい者福祉計画、サービスの数値等の計画は3年毎に見直すということになっていきますので、3年毎に改定することになります。大元となる瑞穂市障がい者計画については長期的な計画という意味合いもあり、概ね10年をスパンとした長期間の計画ということになります。今後、大元の計画も国の方針等が変わった段階では変更する部分もあるかと思いますが、これについても議論をお願いしたい部分です。

会長：ありがとうございます。10年1期ということではなく、障がい者計画と障がい福祉計画を合わせて検討したいという旨だと思います。本日の委員会では結論が出ないかもしれませんが、少しずつみなさまのご意見を聴きながら調整したいと思います。長期プランをたてるのか、3年毎に見直していくのか、ご意見はございませんか。

A委員：障がい福祉計画は3年ということで、私ども事業所も中長期計画だといいますが、今の時代はなかなか見越せないということで、事業所としては10年のプランはなくして、なるべく短めのプランで見直しをしていくというやり方をしています。この計画と、国や県のプランとの関係もあるかと思いますが、現実的には短めのプランのほうがよいと感じています。

B委員：あわせて、資料1の3、計画期間が平成30年度から33年度となっていますが、この3のグラフをみると32年度までですが、33年度も入れたほうがよいのではないですか。

事務局：申し訳ありません。これは間違いですので、訂正をお願いします。30年度から32年度までの3年度ということです。

会長：3の計画期間のところの「平成30年度から33年度」という表記ですが、「平成30年度から32年度」と訂正してください。

A委員からもご意見をいただきましたが、現在の福祉をめぐる環境はどんどん変化していますので、そのような意味からも3年計画の障がい者計画と障がい福祉計画を合わせるということで議論していきませんが、途中でもご意見があればお願いします。問題は、長期計画のビジョンとなると、3年計画だとわかりにくいということだと思いますので、そのような点を3年計画の中にもしっかりと入れていただき、方向がわかっているような計画づくりができるとうよいと思います。

ご意見があるときには、挙手でご発言ください。

特に資料「別紙」のところが、第2次総合計画抜粋ということで、瑞穂市が抱える現状とめざすべきまちの姿ということです。まだ具体的な項目は挙げていませんが、その内容も踏まえた計画づくりになってくると思います。こちらのほうも委員のみなさんにはお目通しいただき、この福祉計画の中に取り入れていきたいと考えています。

策定の趣旨に関してはよろしいですか。

副会長：国の作成する基本計画と、県が作成する障がい者基本計画と、各市町がつくる計画という流れがあります。国は5年になっていますし、県も5年になっています。県はもう1つ下のランクの計画では5年と3年で実施していたものを、合体させて3年にしようという考えが、県のホームページにも載っており、短くなるということです。やはりそれが実態に合ってくるのだと思いますので、私は3年で結構だと思います。

会長：ありがとうございます。

もう1点は、計画策定の概要で、瑞穂市の基本理念は「こころが通い、ともに暮らせるやさしいまちをめざして」というものであり、平成21年度から30年度の障がい者計画の基本理念として挙げていますが、これはこのままということですか。ここはなかなか触れない部分ですが、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 障がい福祉の現状報告について

会長：障がい福祉の第4期がどんどん進んでいます。そのようなことも踏まえ、委員のみなさんにご報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局：(資料2、資料3について説明)

会長：ありがとうございました。瑞穂市の現在の福祉の状況について、データの説明をいただきました。ご質問等はございませんか。

すべてにおいて、障害者手帳をお持ちの方が増えています。高齢化と共に年齢的に18歳以上は増えていますが、18歳未満も微増の状態です。福祉サービスについては資料3にありますが、平成27年度は実績で、28年度は中間報告ですので人数的に少ないところがあります。実施している福祉サービスの実態がご理解いただけるかと思います。いかがですか。現在の第4期瑞穂市障がい福祉計画は今年2年目ですので、来年3月に協議会でも福祉計画の総括をしたいと思います。

A委員：資料3②日中活動系サービスのところの就労継続支援A型が、26年度は32ですが、27年度は6ということです。なぜこれほど減ったのでしょうか。

事務局：大変申し訳ございません。資料②では6でなく60になっています。

資料3②は転記ミスで誤りですので、6を60に改めさせていただきます。

会長：他には質問等ございませんか。

②日中活動系サービスは生活介護から短期入所まで、実数が記載されています。ほとんどのサービスの利用者は増えているかと思います。

C委員：短期入所等の利用者数について、瑞穂市の実際にA型就労者施設数やB型就労者施設数の記載はありませんか。実は短期入所の施設が瑞穂市にはありません。私どもの子どもは知的障がいなのですが、預かってくれるところがなく、私が病気をしたときには大変困りました。その際には、ケア会議をしていただき、移動支援や計画支援も使わせていただき大変助かりましたが、ヘルパーさんをお願いしても家事はしなければならず、やはりとても大変でした。短期入所の施設があればありがたいという話はずっとしていますが、なかなか難しいということです。核家族が増えましたが、知的障がいのある子どもは友人のところでは預かってもらえませんが、近所に親戚がいるとも限りません。施設の数をはっきりわかると、市内のこのような施設がほしいということが明らかになるかと思います。

事務局：ありがとうございます。今回、第1回の委員会用にはそのような資料を用意していませんが、次回の審議会にはご提示させていただきたいと思えます。

会長：ありがとうございます。市内にある福祉サービスだと難しいかもしれませんが、市外のサービスも含めてのデータだと思います。将来的には瑞穂市内のサービスがどうなのかということも、議論いただきたいと思えます。

では(2)障がい福祉の現状報告については、ここまでといたします。

(3) アンケート調査について

会長：本日の一番大きな論点である(3)アンケート調査について、に進みます。

今まで障がい福祉計画のほうでは特に実態調査等は行っておりません。以前の障がい者計画のときに実態調査のアンケートを行ったということです。今回は障がい者計画と合わせてということで、ぜひ実際の状況と障がいのある方の要望等をくみ取るためにアンケートを検討していきたいと思えます。

資料4、5、6とありますが、4は身体障がい者用、5の振り仮名が打ってあるものが知的障がい者用、6は精神障がい者用ということで、手

帳ごとに分けたアンケート内容となっています。

事務局から説明をお願いできますか。

事務局：(資料1、4、5、6について説明)

会長：ありがとうございました。資料4、5、6の説明をしていただきましたが、特に網掛けの部分は平成21年度に実施したときから追加した項目、あるいは新規の項目です。

皆様方は、初めてご覧になるアンケートですので、差し支えなければ30分ほど時間をいただき、お目を通していただいてもよろしいかと思えます。その後、30分ほど審議ができればよいかと思えます。本日、ここで最終的なアンケート内容を決定するということではなく、お持ち帰りいただきご検討ください。追加文言等があればそれを含め、来年早々にアンケートを実施したいと思えます。

(各委員アンケート案読み取り)

会長：細かいところまではお目通しできなかつたかもしれませんが、ご指摘、追加、訂正も含めたご意見をお願いします。

まず資料4について、いかがですか。身体障がい者を対象にしたアンケートです。網掛け以外の部分は平成21年度のアンケートの調査票をたたき台にしています。

副会長：1点目は質問です。重複障がいがあるかないかについての設問はありましたか。例えば、身体と知的両方の手帳をおもちの方についてです。必要ではないかと私は思います。

2点目は9ページの追加設問「企業や施設等就労をしていない方にうかがいます」について、2つ目の設問「あなたは今後、どこかで働いてみたいと思えますか」の回答選択肢の5、6、7は不適切で不要だと思えます。これらは、1つ目の設問「あなたが現在、働いていない理由何ですか」の回答選択肢にするべきものだと思います。

D委員：視覚障がいは身体障がいに入ると思えますが、このアンケートは点字ではありませんので、どなたかに読み上げていただくのかと思えます。最初の部分で、視覚障がい者向けのお願いごとを説明の中に加えていただくとういと思えます。

会長：ありがとうございます。

事務局：1ページ目の「ご記入の前に」という部分の上から2つ目に「点字による読み書きをしておられる方は」という説明が記載されていますが、これとは別に設けたほうがよろしいですか。

D委員：見落としていました。これで結構です。

会長：他にはございませんか。

B委員：9ページの新規の設問の中について、避難行動要支援者名簿の制度は以前からあり、私が10年前に自治会長をしていたときには、毎年名簿をもらっていましたが、現在の自治会長はもらっていないということです。この名簿に登録しても何のフィードバックもなく、本当に入っているのかどうかもあやふやで、心配になります。民生委員には介護保険絡み、後期高齢者絡みで要支援の方の名簿は渡っているようです。以前の窓口は福祉課だったと記憶していますが、今は総務課が集約していますね。その連携はうまくいっているのか確認したいと思います。今年の春に確認したところ、現在は自治会長のところには名簿は渡っていないことは間違いなく、今、検討中だということで、今後進めていくということでした。

事務局：要支援者名簿については法律が変わり、本人が手を挙げなくても支援が必要な障がい者や高齢者の名簿はもっていないといけないという法律ができましたので、今回、再度、「要支援者名簿に登録しませんか」という手紙を出すという話を総務課から聞いています。今、準備している段階だと思いますが、新たに名簿をつくり直すということですので、それができた段階で、自治会長や民生委員にお渡しする検討をしているのではないかと思います。春に総務課との話し合いの場でそのように聞きましたが、その後の進行について確認してみます。基本的には名簿の登録は総務課が担当することになっておりますが、手帳を所持した方を総務課はわかりませんので、私どもで新規に手帳をとられた方に説明の紙をお渡しすることになっていきます。その提出先は総務課です。

B委員：わかりました。この計画ができるころにはきちんと整備していただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。

10ページに登録していない理由についての選択肢が1から11まで挙がっていますが、これもよろしいですか。

9ページの最後の設問の選択肢に「震災前から」という表現がありますが、これは東日本大震災のことですか。

事務局：東日本大震災を想定しましたが、わかりにくい表記なので、再度検討します。

事務局から、改めて気づいた点について申し上げます。

まず、このアンケート全体に、「うかがいます」「おたずねします」というような表記があり、統一されていません。「おたずねします」に統一

いたします。

また、資料4の2ページ、問4で1を選んだ方は問4-1に進みますが、少しわかりにくいと感じますので、「1を選んだ方は問4-1に進んでください」というような表記を入れたいと思います。

10ページの間11は「あなたが現在利用している居宅サービスは何ですか」という問ですが、1から6の選択肢に、デイサービスとかショートステイという居宅でないサービスが挙がっています。設問文を「あなたが現在利用しているサービスは何ですか」と改め、選択項目はそのままとしたいと思います。

11ページの間12の選択肢7に「日常生活用具の給付・貸与」とありますが、貸与制度はございませんので、「貸与」という言葉は削除したいと思います。

また、障がいの「害」の字の表記ですが、「がい」というひらがな表記に統一いたします。

「等」「など」の表現がありますが、前後の文面との関係で見やすいように統一させていただきます。

会長：：ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

E委員：3ページ問6-1で障がいの種類をきいていますが、選択肢の6は「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、腸の障がい（内部）」とありますが、「内部」という表現はわかる方にはわかりますが、ご理解いただけない方も多いかと思います。「腸の障がいなど（内部）」とするとわかりやすいかと思います。例えば、肺の病気で手帳をもらっている方が、「内部」という表現で理解して、選択していただけるとよいのですが、「その他」のところを選ばれるかもしれません。

事務局：この表現は再考してみます。

B委員：もう1点よろしいですか。問6-2の下に「40歳以上の人におたずねします」とあります。この設問は65歳以下の身体障がい者の方を対象としていますが、私どもの会員は60歳から65歳以上の方ばかりです。いかがでしょうか。

事務局：基本的には介護保険制度のサービスに該当する方はそちらを優先しますので、65歳以上の場合は、デイサービスやヘルパーのサービスを受けられる場合は、介護が優先になってくるのが現実です。就労される場合は確かに障がいのサービスも受けられます。前回も65歳以上の方には送付していませんので、65歳未満の方に1,000件と考えていましたが、決定したわけではありませんので、送付したほうがよいということ

であれば、すべての中から1,000件とすることもできます。ご検討いただきたいと思います。

会長：いかがでしょうか。40歳以上は第2号保険者ということで、特定疾病にあたる時は要介護認定を受けることができるはずですので、40歳以上の方とされたのだと思います。細かく言えば、65歳以上が第1号保険者になります。わけると設問数が増えるので、ご了解いただけるなら、40歳以上の方に、認定を受けたことがあるかどうかをお聞きするとよいと思いますが、いかがですか。

事務局：65歳以上の方にもアンケートを実施してほしいというご意見ではありませんか。

B委員：すべての方に質問するべきだと思いました。

E委員：介護保険とは別に考えるということで、65歳未満の方におたずねすればよいと思います。

事務局：前回の21年度のときと同じように、65歳未満の方へのアンケートということでご了承いただけますか。

会長：この設問については40歳以上65歳未満の方を対象にするということではよろしいですか。では、ここは訂正をお願いします。

副会長：事務局の最初の資料では、1,000名に無作為抽出ということでしたが、65歳以上の人を除くと、今日のデータでは全員で2,236名です。私はこの全員にアンケートをとっていただきたいと思います。なぜ1,000名という区切りをつけたのでしょうか。障がい者の方々の中には、まだ陽の当たる場所にでようとしない方がおられるのが実情です。そのような方の声はなかなか聞き取れません。本当は私どもが掘り起こしていかなければいけないのですが、やはりこの郵送手段であれば、手帳の所持者は市役所が把握していますので、通信できる機会を利用してすべての方々にいろいろなことをお聞きしていくことが基本姿勢だと思います。ですから、全員でも2,000名と少しですので、ぜひ全員に調査対象にさせていただきたいと思います。

事務局：前回の調査は65歳未満の方全員で800人弱でした。今回、予算をとる段階で、増えているので1,000人くらいかと思い、契約をしました。実際に調べたところ1,100人弱でしたので、全員に送ることができないか業者と調整をしております。65歳未満ということであれば、概ね全員に送る予定をしています。100人弱の方が超えているということですが、郵送料のことだけであれば、何とかならないか検討中です。あくまで在宅の方へのアンケートですので、施設入所の方を除くと1,000人未満になる可能性もあります。なるべく全員に送れるようにいたします。

会長：アンケートですので、基本的には全数調査が理想だと思います。なるべく65歳以下の該当者全員に送る方向でぜひお願いします。

障がい重複している人には2種類の調査書を送るということによろしいですか。

事務局：もし全員に送ることになれば、重複障がいの方には2通いくことになりますが、いかがですか。逆に業者とどうしても話がつかず、やはり1,000名ということになれば、重複障がいの方を除くという方法もあります。項目として別につくったほうがよろしいですか。重複ということで2通届くというほうがよろしいですか。

会長：設問内容が違いますで、2通届くほうがよいと思います。

事務局：では、項目を変えるのではなく、重複障がいの方には2種類のアンケート調査票が届くということで、よろしいですか。

会長：では、そのようにお願いします。

2ページで、アンケートを記入していただく人を1、2、3の選択肢を挙げてたずねています。その後の1の「あなた自身のことについておたずねします」という文章は、できれば「あなた自身（本人）のことについておたずねします」としたほうが、間違いがないと思います。初めの問だけでもそのようにしていただくとよいと思います。

4ページ問8-2、選択肢の5の「看護師」は「看護師」の間違いです。14ページの2つ目の質問が、問●となっており、選択肢の下に「問13で3または4と回答した方にうかがいます」とありますが、この「問13」は間違いだと思います。

15ページ問19で、将来のことで不安を感じている内容をきいていますが、選択肢の13「高齢になったときのこと」は、例えば、「老後の生活」というような表現にしてはいかがでしょうか。設問の内容が漠然としているので、どのような選択肢がふさわしいのかよくわかりませんが、いかがですか。

みなさんにももう少し時間をかけてみていただくとよいかと思います。資料5は知的障がい者対象のアンケートですので、読み仮名、ルビが振ってあります。このルビは読みやすいように付けているのだと思いますが、この大きさのルビを振っていただくということで、よろしいですか。資料5問6-1に「広範性発達障がい」という言葉がありますが、現在もこの病名は使われていますか。精神障がい者の診断名がどんどん変わってきています。特に※で説明が書いてありますが、変わっていませんか。

C委員：現在は「広範性発達障がい」という診断名はでないと思います。「自

閉症スペクトラム障がい」という診断名だと思います。

会長：この部分は、前回平成 21 年のままかと思いますので、新しい診断名に訂正をお願いします。※の部分も訂正していただきますようお願いいたします。

C 委員：療育手帳の判定に A はありますか。A 1、A 2、B 1、B 2 はありますが、A はないかと思います。

事務局：以前に手帳をとった方が残ってみえますので、A はまだあるということです。

C 委員：わかりました。それを明記していただけるとわかりやすいと思います。以前と言っても、ずいぶん前のことですね。

会長：今も 60 歳以上の方は A 判定のまま更新されている方がおられますので、A でよいと思います。

細かい点について、文言の修正、内容が適切かという検討、追加質問の必要性等、年内に事務局で検討、修正していただけますか。委員会自体は年内には開催できませんので、ご連絡いただき、私と副会長一任という形で内容の修正等を行います。でき上がりましたもので、1 月中旬くらいに早急にアンケートを実施していただくということで、進めていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

C 委員：ここで簡単な修正点だけ申し上げます。資料 5 の 11 ページの間 13 の選択肢 5 「コミュニケーション支援」というものは、今行われているのかどうかもわかりません。また、日中一次支援という受給者証がでていると思いますので、「日中一次支援」という選択肢があるとよいと思います。

15 ページ間 18 で悩み事や心配事の相談先をきいていますが、平成 27 年度からは計画相談事業所の方に相談する保護者の方がたくさんおられると思いますので、「計画相談事業所」という選択肢も入れていただくと、わかりやすいと思います。

会長：その他はよろしいですか。

一度、お持ち帰りいただき、内容も含めてみていただきご意見があればお寄せください。

資料 6 は精神障がい者を対象にしたアンケートですが、本日は審議する時間がありません。追加、訂正が必要な箇所があれば、教えていただきたいと思います。

基本的には、このアンケート調査の結果に基づき、障がい者計画・障がい福祉計画のたたき台のデータにしていきたいと思います。ご意見があれば、事務局まで年内にお寄せください。

各委員より質問や追加はありませんか。

B委員：考え方としては、今回の報告書は平成29年3月にはできる予定ですね。

事務局：はい、その予定です。

会長：アンケートを実施していただき、3月に第2回の委員会を開催したいと考えています。それを踏まえて、基本理念等、福祉計画のだいたいのレイアウトを作成したいと思います。今回の資料を、ぜひそれぞれのお立場でご検討ください。

次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局：アンケートを実施し、その集計もありますので、次回は3月中にできればよいと考えていますが、集計の都合で4月開催になってしまう可能性もあります。そのようなことも含め、早めに会長、副会長で日にちを決め、ご連絡させていただきたいと考えています。よろしいでしょうか。

会長：次回の開催日は事務局と協議して決めたいと思います。

最後に全体を通してのご意見はございませんか。

ご意見は事務局までお伝えください。各団体の代表の方は、ぜひ意見集約をお願いしたいと思います。

8 閉会

会長：時間になりましたので、第1回瑞穂市障がい者計画等策定委員会は閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

事務局：長時間にわたりどうもありがとうございました。

来年もよろしくをお願いします。